



7.子どもを一時的に預かってほしいとき

山梨市ファミリー・サポート・センター

担当:こども・子育て課 こども・子育て支援担当

子育てを「手助けしてほしい人」と「手助けしたい人」が会員となり、地域で子育てを支える事業です。援助対象は、概ね生後3か月から小学校6年生までのお子さんです。

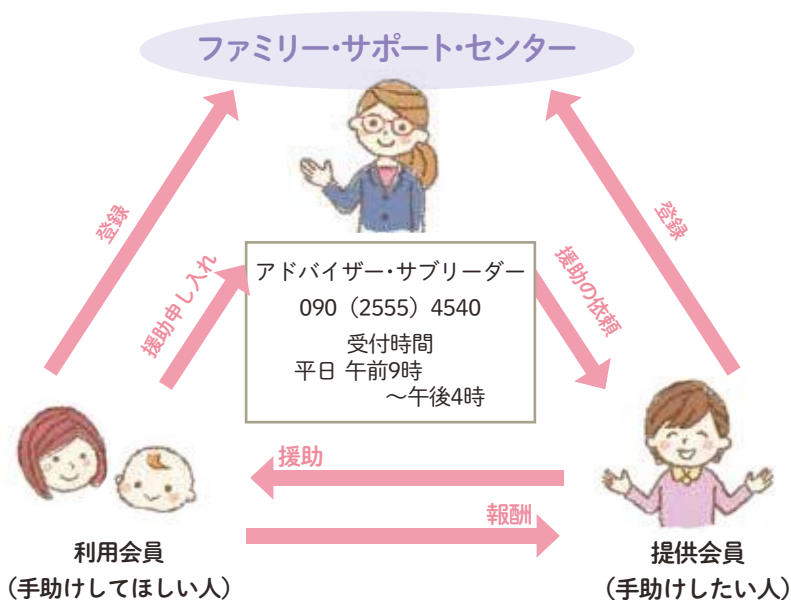
援助の利用には、援助活動時間に応じた利用料が必要です。

援助内容

- 保育施設などの開始前や終了後に子どもを預かる。
- 学校の放課後や学童クラブ終了後に子どもを預かる。
- 学校・保育施設・習い事の送迎。
- 通院、冠婚葬祭などの保護者の都合による、一時的な子どもの預かり。



ファミリー・サポート・センターの仕組み



手助けしてほしい人は【利用方法】

「利用会員」として市に登録をする。

(概ね生後3か月から小学校6年生までの子どもの保護者)

※登録時に親子の写真が必要です。(データ可)

- ① 利用を希望する援助内容をアドバイザーに伝える。
- ② アドバイザーが提供会員の中から援助可能な提供会員を探す。
- ③ アドバイザーと一緒に提供会員と事前打合せを行う。
- ④ 援助を受ける。
- ⑤ 援助終了後、提供会員に利用料などを支払う。



手助けしたい人は ※山梨市民に限ります。

「子どもが成長して、空いている時間を何か有効に使いたい。」

「子どもが好きだから、子育ての経験を生かして、子育てをしている人の援助をしたい。」

という人は、ぜひ、提供会員となるための講習の受講をお願いします。

- ① 提供会員となるための市が開催する「保育サポート講習」を受講する。
※開催時期は「広報やまなし」などでお知らせします。
- ② 「提供会員」として登録をする。
- ③ アドバイザーから援助活動の依頼をされる。
- ④ 利用会員、アドバイザーと援助活動内容の事前打合せを行う。
- ⑤ 援助活動を行う。
- ⑥ 援助活動後、活動報告書を作成し、利用料などを利用者から受け取る。

※利用会員で、提供会員としても活動可能な人は、両方会員として登録ができます。

利用料金

	市内	市外
	利用負担額	利用負担額
平日1時間	500	900
土・日・祝	600	1,000

※通常時間 午前9時～午後5時

※時間外 午前7時～午前9時、午後5時～午後9時の利用は、1時間あたり100円増し

※きょうだいで利用する場合は、子どもの人数によって金額が変わります。

※利用料金以外に、利用会員には交通費の実費負担をお願いします。

※提供会員には、1時間につき200円を市が提供会員に補助金として支払います。

一時預かり事業

担当: こども・子育て課 保育担当

保護者の就労、病気や冠婚葬祭、育児疲れなど、やむを得ない事情により、家庭での保育が緊急かつ一時的に困難な場合にお子さんを預かる事業です。

- 対象 山梨市に住民登録がある小学校就学前児童(生後6か月から)
※私立は、市外在住のお子さんもお預かりしています。

実施施設

	園名	所在地	電話番号	保育時間
公立	後屋敷保育園	三ヶ所317-1	22-0651	8:30 ~ 16:30
	山梨保育園	落合43-1	22-2044	
	八日市場保育園	小原東238-1	22-2330	
	八幡保育園	北977	22-9138	
	窪平保育園	牧丘町窪平527	35-3580	
私立	風の子保育園	歌田27	23-7700	9:00 ~ 16:30
	くさかべ幼稚園	小原東356	22-9898	9:00 ~ 14:30

保育料

区分	保育時間	保育料金
3歳児未満	1日	2,000円
	半日	1,000円
3歳児以上	1日	1,500円
	半日	700円

※年齢区分は、年度の初日における年齢を基準とする。

※保育時間にかかわらず、保育が午前から午後にまたがる時は1日料金とする。

- 申込方法 各園に受入れの可否を事前に確認し、直接、各園にて申込みをしてください。

特定保育

保護者の仕事の都合で週2日から3日、午前か午後に預かる制度です。
八幡保育園のみ実施しています。

山梨市子育て短期支援事業 ショートステイ・トワイライトステイ

担当: こども・子育て課 こども・子育て支援担当

保護者の病気、育児・介護疲れ、出産、事故、災害、冠婚葬祭や出張などで、一時的に養育困難となった児童の泊まり(ショートステイ)や夜間預かり(トワイライトステイ)を行います。

- 対象 18歳未満の児童
- 利用期間 ショートステイ 年間7日以内
トワイライトステイ 午後5時～午後9時まで(年間50回まで)
※お迎えが午後9時を過ぎる場合、宿泊分の追加料金がかかります。
- 利用料金 利用当日に直接施設にお支払いください。
利用料金と食事代がかかります。
※利用料についてはホームページをご確認ください。
- 利用方法 こども・子育て課に問い合わせください。
- 注意事項 集団生活となるため、お子さんの体調や心身の状況によっては、お預かりできない場合があります。また、施設の状況によっては希望日の受け入れや送迎が困難な場合があります。



子育て短期支援事業



病児・病後児保育

担当: こども・子育て課 保育担当

子育てと就労の両立支援の一環として、お子さんが病気の回復期に至っていない期間、または回復期にあたるため集団保育などが困難な期間に病院や保育所などの専用スペースにおいて一時的に保育を行う事業です。

※ 利用には、市への事前登録が必要です。

登録申込みの際は、母子健康手帳・お子さんの医療保険の資格情報が分かるものをご持参ください。

● 実施施設 山梨厚生病院 病児・病後児保育所「ひまわり」
山梨市落合21

● 電話番号 0553-22-1773(直通)

● 対象児童 次のいずれにも該当する子ども

- ① 生後6か月から
小学6年生までの子ども
- ② 県内在住者
- ③ 保護者の就労などで家庭での
保育が困難な子ども
- ④ 病気が回復していない、または回復期にあり、病児・病後児保
育が利用可能だと医師が認めた子ども

注: 風疹、麻疹の予防接種を標準期間に接種していないお子さんは、受け入れができない場合があります。

● 保育時間 月曜日～金曜日の午前8時15分～午後6時15分
ただし、祝日および年末年始(12月29日から1月3日)を除く

● 保育期間 連続7日まで

● 利用料金 市内に住んでいる人 …………… 日額1,000円
市外に住んでいる人 …………… 日額1,500円
生活保護世帯、住民税非課税世帯 …………… 無料

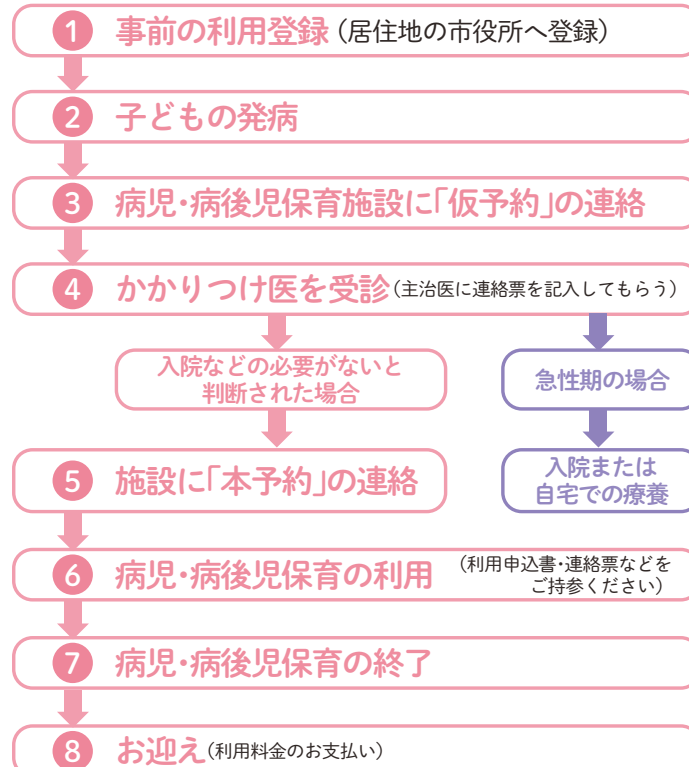


※昼食は、原則保育所のものを利用し、別途、実費相当額300円が必要です。

山梨県内の病児・病後児保育施設の広域利用もできます

市内の病児病後児保育施設「ひまわり」以外にも山梨県内の病児・病後児保育施設の利用が可能です。利用料などが異なりますので、利用する際は、各施設にご確認ください。

病児・病後児保育利用の流れ



山梨市
Yamanashi City

病児・病後児保育



「やまなし子育てネット」

病児・病後児保育施設
空き状況

